

第 2 章

公営ギャンブル

(主に競馬を中心に)

第1節 オセアニアの公営ギャンブル

1. 公営ギャンブルの定義

「公営ギャンブル」という用語で示される範疇は、世界のゲーミング産業においては希少な事例に属する。現在の我が国で「公営ギャンブル」によって定義される場所はおよそ、「地方公共団体によって一般財源獲得目的で運営されるギャンブル事業」である。何故ならば、刑法 185~7 条でギャンブルを個人間一般にまで及んで厳しく罰する我が国の法体系では、一種の詭弁で黙許されているにすぎないパチンコを除けば、合法的ギャンブルの供給源が地方公共団体を始めとする「官」（公営）に独占されているからである。

しかし本節で扱う分野（Racing）は、むしろ「競走競技」という用語で定義されるべきもので、「公営ギャンブル」と同一ではない。そしてこの分野を我が国で一般的な分類に求めるならば、「公営競技」という定義が最も近い。

「公営競技」とは、「地方公共団体によって一般財源獲得目的で運営されるギャンブル事業の対象として営まれる競走競技（Racing）」のことを指す。具体的にいえば、「競馬」「競輪」「競艇」「オートレース」である。

さらに我が国の場合は、主催者の違いによってこれら以外に分類される「合法ギャンブル」も供給されている。即ち、地方公共団体以外が主催者となるギャンブル事業（政府 100%出資の特殊法人「日本中央競馬会」によって供給される「中央競馬」や独立行政法人「日本スポーツ振興センター」に「toto」）がある。

刑法でゲーミング一般を禁止し、特別法によって「官」に独占的に主催権を与える現行制度下では、合法的な「競走競技」は「公営競技」に限定される。しかし、これは世界でも希少な例である。さらに日本の制度は、基本的に官が「主催業務」と「施行業務」を双方とも直接に執り行うという点でも珍しい（詳しくは本書の「カジノ」の章を参照）。

そのため、本章の扱うオセアニアの「競走競技」に「公営ギャンブル」という語を用いることは正確には正しくはないが、以降では便宜的に「公営ギャンブル」の語を用いることとする

2. オセアニアの競馬の沿革・特徴

(1)オーストラリア

先に定義した概念を念頭に置きつつ、オセアニアで我が国の「公営ギャンブル」におおよそ該当するものを挙げれば、それは「競走競技 (Racing)」という分類に該当する。我が国では「公営競技」として、「競馬」「競輪」「競艇」「オートレース」が営まれているが、オセアニアでは「競輪」「競艇」「オートレース」は事業としては行われておらず、代わって「グレイハウンド (Greyhounds)」と呼ばれる「競犬 (ドッグレース)」が行われている。また競馬に関しても、我が国で一般的に行われている「駆歩競馬」の他にも、「ハーネス (Harness)」と呼ばれる欧米で人気の繋駕競走も盛んである。

オーストラリアに初めて馬種がもたらされたのは 1787 年で、シドニー開拓のために訪れた 11 隻の英国船に積み込まれた 7 頭のケープ馬 (南アフリカ・ケープ州産の馬種) であった。この時期にはバルパライソからチリ産馬も輸入されたという。厳しい未開の荒野を開拓するのに馬種は不可欠な活機械であり、1798 年迄には 117 頭のサラブレッド種が南アフリカから輸入されている。その頃から自然発生的に、私的かつ小規模に馬を用いた競走はいくつも行われたであろうが、オーストラリアにおける組織立った公式競馬は 1810 年、シドニー中心部の「ザ・コモン (公有地)」と呼ばれていた地区で (馬場の造成後に「ハイド・パーク」と命名された)、英国第 73 連隊によって行われたという (Penton、1986) (Roger Longrig の著作には、シドニーから 30km 内陸に入ったパラマッタという町で最初に開催されたとの記述もある) (Longrig : 1972)

ロックラン・マクウォーリー率いるこの第 73 連隊の任務は、党派間対立が続き悪徳と腐敗の栄えていた植民地の沈静化であった。そのためのツールとして用いられたのが競馬であった。オーストラリア競馬の開始には、“生活に多少なりとも潤いをもたせる” ことで、植民地開設以来 22 年間成し遂げられなかった白人住民同士の融和を図る、という意図が多分にあった。このオセアニア競馬の祝祭的性格は現在にも通じている。最初の競馬に際しては、階級を超え

て全ての労働が休みとなり、住民皆が飲食に興じる大娯楽となった。

本国イギリスの競馬が当初は王侯貴族の競馬であったのと対照的に、オセアニアの競馬は当初から大衆の娯楽であった。現在でもこの特色は受け継がれ、小規模な草競馬も含めて競馬は村おこしや村祭りの一環でもあり、地域文化と共にある。

その後、サラブレッドの輸入も盛んになり、1830年以降になると競馬は全豪各地に普及していった。オーストラリア人の信仰の厚さにも係わらず、各植民地でも競馬場が教会等に先駆けて建設されたこともあったといい（一番目に建設されたのは酒場であったが）、オーストラリア国民と競馬とのつながりの深さが窺い知れる。各地での競馬開催日はカーニバルの様を呈し、賭けに興じるもの以外にも、お茶、おしゃべり、ケーキ、パンチ人形芝居、アイリッシュ・ジグ、イングリッシュ・ホーンパイプ、ハイランド・フリンジ、陸上競技、カラバリ、ブーメラン投擲等を皆が楽しんだという（Penton : 1987）。

かくして競馬は、植民地の社交行事に不可欠なものとなっていった。オーストラリア総督トーマス・ブリスベン卿も、1829年の官報で国有地に関する規則に際して「諸町及び諸競馬場のための支出金」を計上しているように、政治と競馬との関係も古くからのものであった。

このような階級を超えた祝祭としての要素に加えて、オーストラリアでは馬種は必要不可欠な活機械であった。特に内陸部を探検するに際しては、実用面からも良質なスタミナに富む馬匹が求められることとなる。彼らもパトロンとして競馬の振興に協力していった結果として、オーストラリアの競馬はスタミナを重視して馬匹を選択するという傾向が強くなっているのである（オーストラリア国民は他のスポーツでも持久力に富むものを賞賛する）。

その後、1800年代中頃までには本格的な競馬場が全豪各地に建設されていく。シドニー、キャンベルタウン、ポートフィリップ、メルボルン、アデレード、タスマニア、ブリスベン、パース等に現在に繋がる競馬場が建設された。そこではイギリスや世界各国と同様に、地元名士によるジョッキークラブが結成されて、各地で競馬開催を行うようになった。1825年には聖パトリックデーにポイント・パイパーとベルビュー・ヒル間で5日間の街頭競馬が開催されて大成功を収めたことから、当時のブリスベン総督によってオーストラリア最

初の公式ジョッキークラブである、シドニーターフクラブが設立された。

ニューサウスウェールズではこれを皮切りに、1828年にはオーストラリアンレーシングアンドジョッキークラブが設立、1842年にはオーストラリアンジョッキークラブが誕生している。ビクトリアでも1840年にはフレミントン競馬場が建設され、ポートフィリップターフクラブが設立された。クインズランドで1843年にモアトンベイレーシングクラブが、西オーストラリアで1853年にウェストオーストラリアンターフクラブが、南オーストラリアで1855年にサウスオーストラリアンジョッキークラブが、タスマニアでもタスマニアンターフクラブが1874年に、というように全豪各地で競馬場とジョッキークラブが形成された。各植民地の自治権が強いオーストラリアの伝統同様に、各競馬クラブはそれぞれ地域に別れて開催を行い、その対抗戦としての「チャンピオンレース」が行われる形で、オーストラリア競馬の体系は確立されていったのである。

王侯貴族のための競馬ではなく大衆のための競馬、というスタンスは今も生き続け、オセアニアの競馬は最高峰のレースがハンデ戦で行われている。これは世界の競馬先進国の中では珍しいが、賭けをする大衆の興味というスタンスに立つものであり、商業的見地もあってハンデ戦の高賞金レースを多く有するアメリカ競馬とも共通している。

(2) ニュージーランド

ニュージーランドには元来、我々の意味する馬種は存在しなかった。これは先住民たるマオリ族のマオリ語には「馬」を意味する言葉が無く、当初は馬を「カラレヘ (Corraddee : kararehe) (「猫」の意)」と称していたことから明らかである (ハイランド真理子 : 1994)。ニュージーランドに初めて馬種がもたらされたのは、1814年に宣教師サミュエル・マースデンがシドニーから馬車馬を運び込んだ際である。1840年のワイタングイ条約締結以降はニュージーランド会社による植民が本格化し、すぐに競馬も行われたようである。

最初の競馬は翌1841年の開拓記念日にウエリントン湾内の浜辺で開催され、その三ヶ月後にはネルソンで障害競走が行われたという。数年後には陸軍将校

等によってオークランドでの競馬が始まり、年次イベントとしてのニュージーランド競馬は定着した。ニュージーランドの競馬は国民の間で自然発生的に始まり、生活に根差したものであった。それは草競馬のように単なるホビーの延長線上にあり、生活に密着した身近なレジャーであった。

その後、組織立った競馬運営への気運が高まり、1849年に最初のジョッキークラブであるニューアリスタークラブが設立された。後にこの地名は改められ、1853年からはオークランドジョッキークラブと改称している。1860年にはサラブレッド種だけによる競馬が初めてクライストチャーチで行われ、以降はサラブレッドの輸入も本格化し、競馬も盛んになった。カンタベリー、オークランド、ウェリントン、ダニディンに設けられていた各ジョッキークラブは合体してレーシングカンファランスを結成し、競馬の品位を高めて巧みな運営をすべく試みた。1810年に世界で始めてオーストラリアで行われた機械式トータリゼータも導入され、後にはブックメーカーを排除して賭けに関する業務を独占した。

ニュージーランドでは平地競走のみならず、障害競走や速歩競走も盛んである。障害競走はニュージーランド競馬の開始以来、競馬番組の中に組み込まれていた。これは陸軍の協力の基に発展し、1876年にはカンタベリーで「ニュージーランド・グランドナショナル」が開催され、1885年にはオークランドとウェリントンでもグランド・ナショナルが行われている。オーストラリアでは失敗した速歩競走もサラブレッド競走の余興として人気を博した。1870年代以降、この競走は人気を集め、1880年代には多くのアメリカン・トロッター種がカンタベリーやネルソンに輸入されたという。速歩競馬は非公式なものであったが、カンタベリーでは駆歩競馬に負けないくらいの人気を博していた。速歩競馬の中心はクライストチャーチとオークランドであったが、後にトロッキング・カンファランスという団体が設立されて、ニュージーランドの速歩競馬を管轄するようになった。

駆歩競馬では、1874年に今もニュージーランド最高峰のレースであるウェリントンカップとオークランドカップの二大2マイルハンディキャップ競走が開始された。ニュージーランドでもオーストラリア同様、最高峰のレースがハンデ戦の長距離戦である点に象徴的なように、大衆の視点に立った（スタミナ

を賞賛する国民性であるため) 競馬が現在も開催されている。

(3)オセアニアのドッグレースの沿革・特徴・現状

オーストラリアとグレイハウンド種のつながりは深く、1770年にキャプテンクックが接岸して以来の歴史を有している。現在のような機械式の鳥の囿を利用するグレイハウンドレースは、1920年にアメリカのオクラホマ州タルサで始まったが、1927年にはオーストラリアでもニューサウスウェールズ州のエッピングで行われている。1971年に開始された西オーストラリア州の場合は、レース開催の目的は地元商人による犬のオークションのためであった。

2002年度にはオーストラリア全体で95のグレイハウンドクラブが存在し(最多はNSW州で42クラブ)、年間約4200競走が行われている。その場内発売や場外TABの売上げは1512万豪\$ (2002年度)に上り、NSW州やクィンズランド州では速歩競馬よりも多くの売上げがある。この他にも南オーストラリア州やビクトリア州等でも行われているが、それでも駆歩競馬と比べるとシェアは少なく、Racing内でのそれは14%である。

ニュージーランドの場合は国内に9つのクラブが存在し、年間200以上のレースが行われている。しかしオーストラリア同様に駆歩競馬や速歩競馬に比べるとシェアは少なく、2000年の数字では駆歩競馬が57.3%、速歩競馬が31.7%のシェアなのに対して、競犬は11%となっている。

第2節 公営ギャンブルの現状

1. オーストラリア

(1) 売上げの状況

オーストラリア人は極めてギャンブル好きの国民である。豪州連邦統計局の1998年度調査資料によれば、国民の82%が何らかのギャンブルに年1回以上参加し、週1回以上の参加層が47%、週4回以上の熱心なファン層も12%に及んでいる。国民のギャンブル関係の総損失額は連邦の国防費や教育費をも上回っている。この中では特に近年、「ポーキー」と呼ばれるゲーミング・マシーン関係の支出が大きく、豪州国民一人当たりで年間約25,800円を消費している。これに続くのがカジノ関係で一人当たり年間約8,000円、競馬等の「公営ギャンブル」が約5,700円、宝くじ・スポーツ振興くじが約4,500円となっている。

公営ギャンブルの数字を見ると、2001年度には駆歩競馬全体の売上げが9642万豪\$、速歩競馬とグレイハウインドで3,209万豪\$となり、公営ギャンブル全体では12,851万\$となっている。しかしカジノやゲーミング・マシーン等を全て含めたゲーミングの売上げ総額は124,656万豪\$であり、公営ギャンブルのシェアは10%に過ぎない。

この割合は近年、大きく変化している。1970年代には「公営ギャンブル」がシェアのほぼ50%を占めていたが、その後は伸び悩み、代わって1980年代前半にはロト等の導入によって「宝くじ」がシェアを伸ばした。そして1990年からは法規制改正と技術革新の結果、「ポーキー」等の機械式ギャンブルの売上げやカジノが激増している。さらには近年、スポーツベッティングも急成長している。売上げだけでなく、種目毎の参加経験を見てみると、宝くじ類が60%と最も多く、機械式のゲームが39%、カジノ類が10%なのに対して、「公営ギャンブル」は僅か5%に止まっている。

ビクトリア州の場合を見ると、2001年における州内のギャンブル支出統計では、「ポーキー」等のゲーミング・マシーン類が第1位で25億6,000万豪\$、

カジノが10億豪\$、競馬が5億2700万豪\$、宝くじが3億8500万豪\$となっていて、全体では前年度比8.3%増であった。これを一人当たりで見ると、州民一人当たり1年間で約1,200豪\$を支出し、これを通じて州政府に収められた税金は14億豪\$になっている。

(2)競馬の現状

1980年代以降売上げが停滞しているとはいえ、オーストラリアでは競馬は広く社会に溶け込んでいる。2000年度の数字では、人口約1900万に対してアメリカ合衆国の2倍以上に及ぶ409の駆歩・速歩競馬場が存在し、年間で実に2万以上の競走が行われている。しかしこれも近年では淘汰が進み、2002年度の競馬場数は379に減少している。

フレミントン競馬場で開催される、世界的にも著名な「メルボルンカップ」の当日はビクトリア州の休日となり、州内のみならず全豪からファンが訪れている。沿革でも触れたように、豪州の競馬は祝祭的色彩が強い。また国土が広範に及んで気候も多様であることもあって、各州単位で気候の良いベストシーズンに「カーニバル開催」が行われ、州を挙げた一大イベントとなっている。

オセアニア競馬は毎年8月に始まり翌年7月に終わるが、中でも10～11月にメルボルンで開催されるメルボルンカップを中心とする「スプリングカーニバル」と、3～4月にシドニーで開催されるAJCダービーを中心とする「オータムカーニバル」は、大きな盛り上がりを見せている。

①競馬場

図表3-1は、オーストラリアの主要な競馬場を示したものである。競馬場はクラブ組織による非営利団体である競馬施行者の自己所有地、あるいは借地(主に公有地)に、クラブの自己資金で建設されている。その中には複数の競馬場を自己所有する大きなジョッキークラブもあれば、複数のクラブで他クラブの競馬場を借りて開催する小規模クラブまで多様な形態がある。さらにはオーストラリア

図表 3-1 オーストラリアの主要競馬場（競馬国際交流協会 HP より）



競馬の伝統の延長線上としてある「ピクニック競馬」（我が国の草競馬に類似）も存在し、海辺の渚等を走路としてテント貼りの臨時事務所や馬券発売所で開催する例も珍しくない。

オーストラリアの競馬場は市中心部からの距離に応じて（例えばビクトリア州ではビクトリア中央郵便局からの距離）、「メトロポリタン」「プロビンシャル」「カントリー」のクラスに分類され、上から順に売上げも多く賞金や格も高い。しかし日本の中央競馬・地方競馬のような主催者の違いによるハードルは無く、人馬の往来はスムーズである。

②生産

オーストラリアはサラブレッドの生産面でも世界有数の規模を誇り、2000年には日本の約2倍、アメリカ合衆国の約半分に対応する約18,500頭を生産している。気候の関係上、NSW州のハンターバレー近辺が主な生産地となり、他にはビクトリア州やクインズランド州で馬産が盛んである。北半球と季節が

逆転することから、近年は北半球の著名種牡馬がシーズンオフにシャトル種牡馬として訪れている。我が国からもフジキセキ号を始めとする著名種牡馬がシーズンオフに輸出されている。

③馬券

オーストラリアの馬券発売には、英国の文化的影響もあり、ブックメーカーが認められている。競馬場内では民間ブックメーカーと競馬主催者のトータリゼータの二形態で馬券が発売されている。ブックメーカーによって発売される馬券の種類は、基本的には我が国の「単勝」に該当する「Win」と、複勝に該当する「Place」、その双方を購入する「Each Way」のみであるが、メルボルンカップ等の大レースに際しては我が国でも再開が検討されている重勝（Double）を発売することもある。トータリゼータによる馬券の種類は競馬場によって多少異なるものの、先の種類に加え「連勝単式（Exact）」「連勝複式（Quinella）」「三連勝単式（Trifecta）」「重勝式（Running Double、Daily Double）」、「転がし（All Up、）等の他に、toto のランダムチャンスに相当する「Mystery Bet」、 「四重勝（Quadrella、Quaddie）」、「四連勝単式（First 4）」、ニューサウスウェルズ州のみで発売される「六連勝単式（Superfect）」、一種のオッズベッティングである「Spinner」、単勝・イーチウェイ・三連単の複合形である「PAK Bet」などの種類がある。場内では自場の馬券以外にも、「インタートラック」と呼ばれる、他場で開催中の馬券発売（アメリカのサイマルキャスト形式で、州内外を問わない）も行われている。

我が国では、場外馬券売場での馬券発売も競馬主催者によって行われるが、オーストラリアでは場外での馬券発売は競馬主催者とは別の機関によって行われる。各州の法律に基づいて設けられた TAB（Totalizator Agency Board）と呼ばれる機関がそれで、当初は州営の公的機関であったが、現在は民営化されて特殊法人となっている。TAB は駆歩競馬のみならず、速歩競馬やグレイハウンド、その他のスポーツ・ベッティングの全てを扱う総合賭券売場で、パブやカフェ形式になっているものも多い。TAB は国内各地に多数存在し、例えば NSW 州だけでも 1400 ヶ所以上におよぶ。2002 年度の統計では、総売上げの

中でTAB等のパリミチュエルによるものが89%、ブックメーカーは11%となっている。2002年度からは、電話やインターネットによるブックメーカーの売上げが急成長している。

TABでの投票種別毎のシェアを98年度のもので見ると、NSW州では単勝式が47%、複勝式が17%、連勝複式が7%、重勝式が3%、連勝単式が3%、三連勝単式が22%、六連勝単式が0.5%となっている。ビクトリア州では単勝式が38%、複勝式が15%、連勝複式が8%、重勝式が6%、連勝単式が1%、三連勝単式が27%、六連勝単式が0.6%、枠番四連勝単式が6%となっている。これは単勝式・複勝式のシェアが5%に満たない我が国とは大きく異なる。

④我が国との関係

日本競馬とオーストラリア競馬とはつながりが古く、明治時代にはオーストラリアから多数のサラブレッドが輸入されている。日露戦争に際してもオーストラリアから軍馬が緊急輸入されているし、太平洋戦争後に外国産馬の天皇賞競走出走が可能となった年には、豪州産のオパールオーキット号が天皇賞を制している。

またジャパンカップを豪州馬のベタールースンアップ号が制し、毎年の世界スーパージョッキーシリーズにはオセアニアの代表騎手も来日して腕を競っている。現在、中央競馬会は豪州の複数クラブとも提携を結び、ムーニーバレーレーシングクラブトロフィー等の交換レースも行われている。

2. ニュージーランド

(1) 売上げの現状

競馬・競犬等のレーシングやゲーミングの売上げトレンドについては、オーストラリア同様に第1章に掲載されているために割愛する。ニュージーランドでは1995年にスポーツベッティングが採用されたこともあり、TABを含むRacingの売上げは好調である。カジノやゲーミング・マシンに押され、宝くじが2001年度に6.3%の売上げ減、2002年度にも4.8%の売上げ減となっているのに対して、公営ギャンブルは2001年度には1.8%、2002年度には2.6%の売上げ増を収めている。

1998年度のニュージーランドにおける馬券の種類別シェアは、単勝式29%、複勝式25%、三連勝単式27%、連勝式11%、重勝式3%、三重勝式3%、六重勝式1%、六連勝単式1%となっている。

(2) ニュージーランド競馬の状況

① 競馬場

競馬が地域・国民生活とともに発展してきたニュージーランドは、その狭い国土の中に64(2001年度)の競馬場を有している(主な所在地については、次頁図表3-2を参照)。

これは人口当りの競馬場数でいうと我が国の70倍に相当する。しかしその規模は多様であり、トレンサムやエラズリー等、我が国の競馬場のような大規模近代的なものもあれば、小規模で粗末な造りのものも存在する。

② 馬券

同じオセアニアで英連邦に属し、競馬の制度面でも共通点の多いニュージーランドであるが、馬券の発売形態に関してはオーストラリアとは異なる。現在、

ニュージーランドでブックメーカーは認められておらず、競馬場内での馬券発売は競馬主催者としてのジョッキークラブに限定される。場外における発売に関しては、オーストラリアと同様に場外発売公社 TAB（New Zealand Totalizator Agency Board）が当る。TAB は特別立法に基づいて設けられた政

図表 3-2 ニュージーランドの主要競馬場（競馬国際交流協会 HP より）



府出資の特殊法人で、内務省管轄下にある。

ニュージーランドの TAB とオーストラリアの TAB は別組織ではあるが、その組織や業務内容はほぼ同一であり、重複になるためにここでの記述は割愛する。TAB は場内発売に際してもジョッキークラブの委託により実務を代行しているし、「インタートラック（競馬場間発売）」に際しても、機材提供に至るまで TAB が実務を行っている。

当初、場外発売所は全て TAB による直営店であったが、現在では「エージェンシー（契約店）」が拡大し、さらにホテルやパブの一角を利用した「サブ・エージェンシー」も増加して国内至る所に存在し、顧客の利便性を高めている。2000 年度には全ニュージーランドで 500 軒以上の TAB が営業を行っており、エージェンシーが 41%、サブエージェンシーが 25%の売上げを占めている。また最近では無料電話投票のシェアも増加し、全体の三分の一に及ぶ。TAB で

は 1995 年のスポーツベッティングの導入以降、従来型のパリミチュエル方式の賭けのみでなく、ブックメーカー式の固定オッズによる賭けも行っている。2001 年度には馬券類発売の売上げ比率において、90%近くが TAB による場外発売のものである。TAB は我が国の場外馬券発売所とは異なり、駆歩競馬のみならず、速歩競馬、競犬の賭けをも取扱い、現在ではさらにスポーツベッティングをも発売して、“総合賭事店”のようになっている。

③生産

人間の数よりも羊が多いことで知られる牧畜大国ニュージーランドでは、サラブレッドの生産も盛んである。オーストラリアは国土に乾燥帯の占める比率が高く、サラブレッド生産地域が限定されるのに対し、ニュージーランドは国土全体が温帯湿潤気候に属し、日照時間や降水量の点で馬産に適している。国土が石灰質に富んだ土壌であり、広大な放牧地を有するニュージーランドでは、サラブレッドは厩舎に入れる事無く育成され、そのために丈夫なサラブレッドが低いコストで生産されることで有名である。2000 年度には国内に 235 頭の種牡馬を繋養し、約 5000 頭を生産している。

④我が国との関係

我が国とニュージーランドとの関係は深く、明治以来多数の馬種がニュージーランドからも輸入されている。またニュージーランドは我が国の中央競馬会との関係も古い。我が国の競馬が鎖国状態にあった 1971 年、初めて国と国との交換レースとして行われたのが、ニュージーランドのベイ・オブ・プレンティレーシングクラブとの間におけるものであった。この競走は現在、ニュージーランドトロフィー3 歳ステークスという、春の NHK マイルカップの重要な前哨戦（G II）となっている。

現在ではこの他にもオークランドレーシングクラブトロフィーを始め、我が国とニュージーランドのクラブとの交換レースも組まれている。他にもオグリキャップとの死闘で東京競馬場 2400m のレコード記録を打ち立てたジャパン

カップ覇者の女傑ホーリックスを代表に、ニュージーランド産馬は多く我が国で活躍し、また外国人騎手受入れの第一号となったりリサ・クロップもニュージーランド人であるなど、競馬のソフト面での交流も盛んである。

第3節 運営と仕組み

1. 運営のあり方

(1) オーストラリア

本章の表題は我が国の用語に類して「公営ギャンブル」としたが、オーストラリアでは競馬を始めとする「競走競技 (Racing)」は公営で行われているわけではない。世界的には、主催権までを含めて競走競技が公営で行われる例は少ない。オーストラリアでも競馬・競犬主催の門戸は民間に対して広く開かれ、歴史的にも土地の名士たちによるジョッキークラブによって競馬は開催されている。その規模は極めて大きいものから小さいものまでであるが、速歩競馬まで含めると2001年度のクラブ総数は789団体（駆歩競馬454、速歩競馬335）となる。競馬場数は409なので、主催者の中には一つのクラブで何個もの競馬場を所有するものから、幾つかのクラブの共同で年に一度だけ他クラブ所有の競馬場を借りて開催するものまで多様である。

オーストラリアの競馬では、我が国の中央競馬会のような全国的組織が存在するのではなく、各々のジョッキークラブが自治的に運営し、それを州毎に調整するという形を採っている。平地・障害等の駆歩競馬の場合、州内に多数存在する競馬施行団体の中から、一つあるいは複数の大きなクラブが「主管クラブ (Principal Club) となって、州内の競馬開催や場内トータリゼータについての幹事役となって統括機能を果たす。主管クラブには、例えばビクトリア州ではメルボルンカップ等を施行しているビクトリアレーシングクラブが、ニューサウスウェールズ州ではオーストラリアンダービー等を施行しているオーストラリアンジョッキークラブなどが当たっている。クインズランド州とタスマニア州では、競馬施行クラブではないタスマニア競馬協議会やクインズランド主管クラブといった新組織が主管クラブとして新たに設けられ、その任に当たっている。

全国的な中央組織としては、主に各州の主管クラブから構成される「オーストラリアン主要競馬クラブ協議会 (Australian Conference of Principal Racing Clubs)」が全豪的な問題をあつかっていた。しかしこれも全豪共通の競馬施行

規則の制定・改廃に関するものだけで、各州毎の事項に関しては各州の主管クラブに委ねられている。主管クラブは自クラブの競馬開催に加えて、州内での馬の登録や騎手・調教師への免許の交付、場内トータリゼータの規制等の業務も行っている。

以上は駆歩競馬に関してであるが、速歩競馬に関してはアメリカの州競馬委員会のような組織が各州毎に設けられ、統括団体としての機能を果たしている。1998年にはこの競馬競技会と National Office of Australian Racing が統合されて、特殊法人としての Australian Racing Board が設立されている。ここには、全豪的な視野から競馬産業を振興する観点からの集権化の流れが見受けられる。

グレイハウンドレースの場合は各州毎に民間のクラブが分立し、それを各州のレーシングアソシエーションが統括する形がとられている。しかし競馬同様の流れが見られ、現在では隣国ニュージーランドとも共同で Australia and New Zealand Greyhound Association (ANZGA) を結成し、グレイハウンドの産業としての振興を図っている。

(2)ニュージーランド

ニュージーランドでも競馬は公営で行われるのではなく、メンバー制のクラブからなる非営利団体が競馬主催者兼施行者となる。オーストラリア同様に、その規模にも大きな較差がある。大きなクラブはTABの恩恵を被っているが、小さなクラブによる競馬は殆どTABによる場外発売が行われていない。競馬クラブの淘汰は厳しく、1991年度には場内外発売を行ったクラブが駆歩競馬323、速歩競馬200、競犬29であったのに対し、1995年度には駆歩競馬81、速歩競馬55、競犬10となっている。競馬クラブは実際に競馬を運営する民間団体であるが非営利目的に限定され、馬場管理係等の常勤職員やハンディキャッパーや発走委員等を除けば、実務面での責任者である事務局長以下、無報酬で執務する開催執務委員や開催執務員によって運営されている。

各競馬クラブはオークランド、カンタベリーといった6つの地区毎にまとめられ、それを「競馬協議会」が管轄している。1890年に設けられた「競馬協

議会」は競馬の実務的な面を取扱う。これはそれまで各地で各クラブが独自に開催していたものを調整するために設立され、競馬開催のみならず生産面にまで及んで統制を行っている。その具体的な業務としては、競走馬の登録、騎手・調教師免許の発行、馬主の登録、競馬施行規定の制定・改廃、血統書の作成・管理、刊行物発行等である。

最近まで、「競馬協議会」は騎手協会、調教師協会、馬主連盟、生産者協会ともども、「競走公社（New Zealand Racing Authority）」によって統括されていた。競走公社は駆歩競馬・速歩競馬・競犬の総合的・積極的な財政運営のために1971年に内務省管轄下に設置された法人組織である。だが競走公社の職掌は競馬・犬の実務的な面ではなく、主に場外発売益金の管理といった統括業務的な面である。競走公社は、場外発売の利益を公的見地から適切に社会に還元し、競馬・競犬の経済的安定、ファンの利益保護、競馬場施設の改善、賞金の助成等に資することを目的として、この他にも年間競馬総開催日数の決定、各競馬クラブの開催日数の調整も行っていた。

その後、1992年には競馬法や他のギャンブル関連法案の改定によって、従来の競走公社に代わって「競走産業公社（New Zealand Racing Industry Board）」が設けられた。競走産業公社は政府の出資による特殊法人であり、ニュージーランドにおける競馬の統括機関となっている。これはかつての競走公社の権限を強化したもので、その権限や業務は我が国の中央競馬会以上に多岐にわたる。その主な業務内容としては、ジョッキークラブの場内トータリゼータの発売免許、開催日割の決定、関係する関係規定の制定・改廃、TABの役割や組織の見直し、控除率の改正、場内トータリゼータ収益金の使途決定、新種ギャンブルの開発、ゲーミング産業の市場拡大等にまで及ぶ。

競走産業公社とは別に、競馬法以外の競走競技関係法（速歩競馬、競犬）に基づいて国務大臣から競走施行者としての認可を受けた各施行者は、それぞれの自主的な中央協議連絡機関として、「速歩競馬協議会」や「グレイハウンド協会」を設けている（駆歩競馬の「競馬協議会」と同様の組織）。これらの機関も、競技の実務面にのみ関与してゲーミング行為には関与しないもので、クラブの施行規定に馬券に関する項目を持たないイギリスのジョッキークラブのような性格となっている。

グレイハウンドレースの場合も、国内の 9 つのクラブが自治的な開催を行っているが、その施行面をまとめる全国組織として「グレイハウンド協会（New Zealand Greyhound Association）が設けられ、また場外発売については他種の Racing 競技と共同の全国組織である TAB が存在する。さらに先に触れたように、現在ではオーストラリアとも共同で ANZGA を結成して市場の振興を試みている。

2. 収益の配分と税制

(1)オーストラリア

オーストラリアでは競馬・競犬に関する規制・監督システムが州毎に異なるため、収益の配分や税制も各州によって異なり、さらには投票方式毎にも異なる。全豪平均では場内トータリゼータやTABの場合は売得金の約80%が払い戻され、控除率は約20%である。売得金の約5%が州政府に対して納付され、諸経費を除いて約3%が主催者の利益となっている。個別にニューサウスウェールズ州を見ると、単勝式・複勝式の場合は控除率は14.25%である。同州のメトロポリタン競馬における場内トータリゼータでは、その分配先は州政府が8.25%、ジョッキークラブが6%であり、プロビンシャル競馬やカントリー競馬の場合は州政府が5.25%、ジョッキークラブが9%である。TABの場合は州政府が6.75%、TABが7.5%となっている。ビクトリア州では四連勝式の控除率は19%であるが、メトロポリタン競馬の場合の場内トータリゼータは州政府の配分が5.25%、ジョッキークラブは8.25%、競馬基金に1.25%、TABに0.25%、スポーツ基金に2%となっている。TABの場合は州政府が4.75%、TABが8.25%、競馬基金に1.25%、TAB基金に0.5%、スポーツ基金に4%、地方援助基金に0.25%の配分となっている。

ブックメーカーの場合は売得金の約95%が払い戻され、控除率は僅かに5%である。売得金のうち、州政府に対して1%（ビクトリア州は2%）、発売対象のジョッキークラブに1%が払い戻されるが、その他の経費を差引くとブックメーカーの利益は約1%となっている。この他にもブックメーカーには、所定の所得税が課せられる。

これら収入の用途も州毎に異なり、クインズランド州では一般財源として州庫に入るのに対し、ビクトリア州や南オーストラリア州ではその一部が病院・慈善・レクリエーション・スポーツ振興のための特別財源とされている。また各種対象競技のレーシングクラブやスポーツ団体に対しての補助金がここから支出されることもある。

TABの発売業務による収益金は全額各種ギャンブル事業の発展のために用

いられている。オーストラリアでは他場の競馬番組をソフトとして行われるインタートラックの場合、場内外を問わずに、競走の施行者に対して歩合金を支払う必要はない点が我が国と大きく異なる。

(2) ニュージーランド

ニュージーランドではオーストラリアと異なり、馬券の控除率は場内外問わずに一定である。また投票法式による控除率の違いは、単勝式・複勝式とそれ以外の二区分となっている。単勝式・複勝式の控除率は18.9%、その他の投票法式では23.6%となっている。

控除分の配分比率としては、単勝式・複勝式の場合、中央政府の賭事税が5.5%、施行者やTABの収益が9%、場内発売施設助成費が0.5%、賞金助成基金が1%、競馬場施設助成費が0.8%、付加価値税税が2.1%となっている。

その他の投票方式の場合、中央政府の賭事税が5.5%、施行者やTABの収益が11%、場内発売施設助成費が0.5%、賞金助成基金が2.3%、競馬場施設助成費が1.8%、物品サービス税が2.6%となっている。

グレイハウンドレースの場合も賭事税は総売上げの5.5%となっている。

第4節 法規制のあり方

1. オーストラリア

州の自治権が強いオーストラリアでは、競馬開催や競犬開催、勝馬（犬）投票券に関する法律についても州毎に独自に制定することとなっている。州の総務大臣は競馬・犬の開催や場内トータリゼータに関する施行者への認可権やTAB等の場外発売所の認可、さらにはブックメーカーの免許に関する権限も有している。TABの会長・副会長も各州の総務大臣の任命からなる。

多くの州には、ゲーミングからの収益を扱い、同時にそれを監督・指導するために専門の省（NSW州ではゲーム・レース省）を設けている。ギャンブルに関する事項が州権に属するオーストラリアでは、唯一インターネットギャンブルの分野だけが、通信分野での監督権の関係上連邦政府に属している。

オーストラリアでは、我が国のように基本的にギャンブルを悪とし、その供給を官が独占することで社会的弊害を抑制できるという考え方は採られていない。主催、施行に関しては基本的に民間に広く開放され、その売上げに対しての課税や規制当局の指導・監督を通じて善導しようという方向性なのである。

特に競馬は植民地の成立以来、大衆や文化と共に歩いてきた歴史を持ち、それを「悪」とする思想すら無いのは我が国とは大きく異なる。しかし、脱税やマネーロンダリングの温床となら無いための法規制は為され、1988年のFinancial Transaction reporting Act等によって一定の報告義務を課している。

2. ニュージーランド

連邦制をとるオーストラリアと異なり、ニュージーランドでは法規制は中央政府によって行われている。1876年以前の賭事取締は各州が独自に行っていたが、州制廃止後、1881年には初の全国的な賭博関連立法として「賭事宝くじ法」が成立した。これは賭博宿の禁止や宝くじ禁止の効率化を図るものだったが、競馬場内における一般客同士の賭けをも取締まるものであった。同法はクラブのトータリゼータ免許発行権を植民大臣に与え、ブックメーカーを合法化して彼らに利するものであった。しかし個人の少額の賭けをも禁止する同法は論争を呼び、1881年には小規模な賭けのみは合法化されている。

1908年には現在の公営ギャンブルの基本的枠組みとなる「賭事法」が成立し、内務大臣によるトータリゼータ免許付与権が定められた。その後、1910年の賭事法修正によって場内ブックメーカーが排除され、1920年にはさらに場外ブックメーカーも非合法化されてトータリゼータの独占が完成した。しかし非合法化されてもそのサービスの良さからブックメーカーは消滅しなかった。

1946年に総督の委託により発足したフィンレー委員会は、それ以前のクリフォード、ハンター、ケントの各調査委員会の分析をさらに発展させ、駆歩競馬、速歩競馬、競犬の全側面を考慮に入れた上での非合法ブックメーカー対策としてTABの導入を勧告した。これは数次の国民投票を経て1949年の賭事法修正につながり、現行制度の雛形を作り上げた。

その後、1971年には「競走法 (Racing Act)」が作成された。これは競走競技の社会的、経済的影響の拡大に伴い、政府としても公的見地から競馬・犬の運営に関与していこうとの姿勢に立っていた。既述のように新たな「競走公社」が設置され、これに対しては、内務大臣のトータリゼータ免許交付に当って同公社の意見聴取を必要とさせるとともに、場外馬券発売益金の配分についての利害調整機能も与えられた。同時に競走公社の理事は全て内務大臣の指名とされ、それを通じての政府の規制、関与も図られている。

その後も、先に記したように経済・産業的見地から1992年に競走法が改正され、「競走公社」は「競走産業公社」に改められたが、その法思想は変わっていない。但し、オーストラリア同様にギャンブルと不正・犯罪が結合すること

を防止する観点から、Income Tax Act や Financial Transactions Reporting Act などの適応は受けている。

一般的にイギリスの文化伝統を受けているニュージーランドでは、賭事や競馬等に関しても法的規制は強くなく、ジョッキークラブや競馬協議会といった民間団体の自主性にまかされている。議会の競馬立法の推移を見ても、法的規制がなされて政府による介入がなされるのは、政府歳入と公共の福祉に関する時だけであった。

第5節 社会安全に対する考え方と対策

1. オーストラリア

オーストラリアは移民国家であったこともあり、建国以来レジャーやギャンブルに寛容であり、アメリカに比べてピューリタニズムの影響もそれ程強くなく、ギャンブルに対する拒否感も少なかった。そのために先にも触れたように、国民のギャンブル性向は極めて強い。シドニーの「オペラハウス」建設資金も「宝くじ」によって賄われたし、「ラッフル(affle)」と呼ばれる小規模「宝くじ」は、今でも盛んに発行されている。

しかし、近年の機械式ギャンブルや情報通信技術の進歩によるギャンブルフィーバーともいうべき現象の中では、社会的弊害も問題となっている。連邦政府の諮問機関である「生産性委員会 (Productivity Commission)」の発表によれば、全国のギャンブル依存症患者は 29 万人に及び、離婚・家庭不和、仕事や勉学への支障、破産、犯罪、精神病、警察・刑務所・裁判の費用、カウンセリング・医療等の費用といった依存症患者による社会的コストも大きい。試算では依存症患者以外にも、家族を含めればギャンブル依存症の影響を被るものは約 80 万人に及び、その損失は年間 35 億豪ドルになるという。

しかしこれは主にゲーミング・マシンやカジノ、インターネットギャンブルによって引き起こされる傾向が強い。オーストラリアは英国女王を国家元首とする英連邦国家でもある文化的背景から、英国で歴史・文化・伝統的に認められている競馬に対する意識はプラスイメージであり、さらに売上げ自体も低迷していることから殊更問題とはされていない。

2. ニュージーランド

ニュージーランドでは近年、主にゲーミング・マシンやカジノからなるゲーミング産業の急成長とそれに伴う社会的弊害の増大によって大幅な制度改革が行われた。それについては第3章の「宝くじ・スポーツ振興くじ」の項で取扱ったため、本章では重複になるので割愛する。

2003年のこの改革は主にカジノやゲーミング・マシンを対象とするが、競走競技も依存症税（Problem Gambling Levy）負担者の一部とされ、社会的弊害を要請するための一端を担っている。

第6節 今後の展望

今日、我が国でも同様であるが、「公営ギャンブル」は転換期を迎えている。「官」の発想で経営努力を怠っていた我が国の「公営ギャンブル」のみならず、民間業者による競争で鍛えられているはずのオーストラリアにおいても、「競馬」を代表とする公営ギャンブル(正確には Racing)の売上げは低迷している。巨大な設備と多くの人件費を要する「公営ギャンブル」は、ギャンブルのソフトウェアを提供するにあたって多額の経費を要する。そのため、全世界的にロトを中心とする「宝くじ」や「カジノ」、「ゲーミング・マシーン」を相手に価格競争で不利な戦いを強いられているのである。

その一方で、現在世界的に注目を集めているのが情報通信分野での技術革新である。ロトはこれによって天文学的な配当を生みだし、ギャンブルフィーバーを生み出している。またこの技術を受けて発達しているのが、インターネットギャンブルである。これはその利便性や敷居の低さから、瞬く間に急成長を遂げている。しかしこれは同時に、従来のギャンブル種目以上に依存症等の社会的弊害を引き起こし易いものである。オーストラリアが遠隔型相互対面ギャンブルを連邦法を通じて禁止しているのも、その危険性からである。

しかしこれは停滞している「公営ギャンブル」に対して光明となるかもしれない。情報伝達技術の革新はサイマルキャストを可能とし、オーストラリアでもインタートラック発売を可能とすると共に、TAB を通じての売上げ増加に貢献している。我が国にも該当することであるが、インターネットの発展はさらにこれらの場外馬券発売を超えて、在宅投票や携帯電話を通じての投票を可能とし、ますますその利便性を高めている。

オーストラリアでは、競馬の歴史・伝統・文化的見地、あるいは雇用や関連産業等を含めた経済的見地もあって、インターネットギャンブルの禁止対象から「公営ギャンブル」を除外している。世界でも有数の、社会との関係性を有するオーストラリア競馬だけに、今後はこの技術革新を生かすならば、より一層の発展が期待できるものと思われる。現に 2002 年度には既に、TAB 総売上げのうち電話やインターネットによるものが 19%にまで成長し、ブックメーカーではシェアが逆転して電話・インターネットによるものが 57% を占めてい

る。これはブックメーカーの売上げを前年比で 32%も伸ばしたのである。

ニュージーランドでは、近年ギャンブルに関する大きな改革が発生している。それについては第 3 章と重複するために割愛するが、「公営ギャンブル」にも関係している。2003 年には新しい競馬法が制定されたが、これは従来の「競馬産業委員会」と TAB を統合して、新しく「ニュージーランド競走公社」に一本化することを柱としている。これは技術革新の果実を最大限利用し、各分野をよりよく調整して効率的で合理的な運営を可能とすべく期待されている。これによって駆歩競馬や速歩競馬、競犬といった公営ギャンブルのみでなく、成長著しいスポーツ・ベッティングをも包摂して多様な賭事に関する市場の効果的な育成が可能となり、スケールメリット以上の相乗効果が望まれると思われる。

特にスポーツ・ベッティングの分野は注目に値する。ニュージーランドでは 1995 年から TAB にスポーツ・ベッティングが導入されたこともあり、Racing 分野の売上げは増加している。スポーツ・ベッティングはオーストラリアでも 21 世紀に入って急成長し、現在では Racing 売上げ総額の 10%に相当する規模にまでなっているのである。ゲーミングの対象となるソフトウェア（番組）を作成するのにコストを要するのが Racing の弱点であるが、大きな人気を有するスポーツ競技の番組を有効利用することでそれが緩和できることがここから窺い知れよう。我が国では法律や文化的問題でこの導入は困難であろうが、参考とすべき材料の一つではあると思われる。

主要参考文献・ホームページ

- T I S, 石川ワタル、奥野庸介、合田直弘『海外競馬完全読本』(東邦出版:2002)
- 西日本馬主協議会編『THE NEW ZEALAND 競馬・生産事情視察の報告書』1994
- 日本中央競馬会『ニュージーランドにおける競馬事情』(日本中央競馬会:1994)
- 日本中央競馬会『1998年海外競馬調査事項』(日本中央競馬会:1998)
- 日本中央競馬会国際室『世界の競馬場』(日本中央競馬会:1984)
- 日本中央競馬会国際室『世界主要8カ国の競馬(第2刷)』(日本中央競馬会:1994)
- 日本中央競馬会国際室『世界主要8カ国の競馬(第3刷)』(日本中央競馬会:1996)
- 日本中央競馬会総務部国際課『競馬資料 1976年第二号』(日本中央競馬会:1976)
- ハイランド真理子『世界の競馬場2 オーストラリア、ニュージーランド、香港、マカオ』(中央競馬PRC:1994)。
- 町田智史 「オーギー通信 vol4 「ギャンブル大国オーストラリア」
『貿易ニュース 2001年9月号』((社)鹿児島県貿易協会、2001)。
- Australian Productivity Commission、*AUSTRALIA'S GAMBLING INDUSTRIES*、
Australian Racing Board Limited、*AUSTRALIAN RACING FACT BOOK2002-2003*、
Neville Penton、*A racing heart : the story of the Australian turf*、1987.草野純・訳
『オーストラリア競馬史』(日本中央競馬会:1993)。
- Roger Longrig, *The history of horse racing, George Rain Ltd*、1972
.原田俊治・訳『競馬の世界史』(1976)。
- オーストラリアグレイハウンド協会ホームページ : <http://www.anzga.org.au/>
- オーストラリアTABホームページ : <http://www.sportsTAB.com.au/>
- 財団法人競馬国際交流協会 HP : <http://www.jair.jrao.ne.jp/japan/>
- ニュージーランドTABホームページ : <http://www.ebetonline.co.nz/>
- ニュージーランド内務省ホームページ : <http://www.dia.govt.nz/diawebsite.NSF>